

食品安全委員会第863回会合議事録

1. 日時 令和4年6月21日（火） 14：00～14：34

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・動物用医薬品 1品目

オメプラゾールを有効成分とする馬の強制経口投与剤（ガストロガード）

・アミノグリコシド系抗生物質が動物用医薬品として家畜に投与された場合に選択される薬剤耐性菌

（農林水産省からの説明）

(2) ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループにおける審議結果について

・「硫酸銅」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(3) 「食品により媒介される微生物等に関する食品健康影響評価指針（案）」について

(4) その他

4. 出席者

(委員)

山本委員長、浅野委員、川西委員、脇委員、香西委員、松永委員、吉田委員

(説明者)

農林水産省 谷口畜産危機管理官

(事務局)

鋤柄事務局長、中事務局次長、込山総務課長、近藤評価第一課長、石岡評価第二課長、都築情報・勧告広報課長、井上評価情報分析官、藤田リスクコミュニケーション官、高山評価調整官

5. 配付資料

資料1-1 食品健康影響評価について<オメプラゾールを有効成分とする馬の強制経口投与剤（ガストロガード）>

資料1-2 食品健康影響評価について<アミノグリコシド系抗生物質が動物用

- 医薬品として家畜に投与された場合に選択される薬剤耐性菌＞
- 資料 2 ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループにおける審議結果について＜硫酸銅＞
- 資料 3 「食品により媒介される微生物等に関する食品健康影響評価指針（案）」について

6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第863回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、本日は農林水産省の谷口畜産危機管理官に御出席いただいています。

食品安全委員会は、原則として公開となっておりますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、本日は傍聴の方においでいただくずに開催することといたします。なお、本会合の様子については、食品安全委員会のYouTubeチャンネルにおいて動画配信を行っております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第863回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○込山総務課長 それでは、資料の確認をいたします。本日の資料は4点ございます。

資料1-1が動物用医薬品における「オメプラゾールを有効成分とする馬の強制経口投与剤（ガストロガード）」に係る農林水産省からの諮問書でございます。資料1-2が「アミノグリコシド系抗生物質が動物用医薬品として家畜に投与された場合に選択される薬剤耐性菌」に係る農林水産省からの諮問書でございます。資料2が「ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループにおける審議結果について＜硫酸銅＞」でございます。資料3が「『食品により媒介される微生物等に関する食品健康影響評価指針（案）』について」でございます。

資料は以上でございます。不足の資料等はございませんでしょうか。

○山本委員長 続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○込山総務課長 御報告申し上げます。事務局におきまして、令和3年7月1日付で委員の皆様へ御提出いただいた確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認いたしましたところ、本日の議事につきまして、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○山本委員長 令和3年7月1日以降において、確認書の記載事項に変更のある委員はならず、ただ今の事務局からの報告のとおりということによろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○山本委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1-1及び1-2にありますとおり、農林水産大臣から6月15日付で動物用医薬品1品目及び薬剤耐性菌1案件について食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、初めに、動物用医薬品1品目について、農林水産省の谷口畜産危機管理官から説明をお願いいたします。

○谷口畜産危機管理官 農林水産省畜水産安全管理課の谷口でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

本日、食品健康影響評価をお願いするのは、医薬品医療機器等法に基づく再審査申請のありました動物用医薬品1製剤でございます。お手元の資料1-1に沿って御説明いたします。

本製剤は、オメプラゾールを有効成分とする馬の強制経口投与剤でございます。製剤名はガストロガードでございます。

本製剤の主成分、用法・用量、効能・効果は、資料に記載のあるとおりでございます。

今回、本製剤に係る再審査申請がございましたため、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

御説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございました。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

ただ今農林水産省から説明いただいた動物用医薬品「オメプラゾールを有効成分とする馬の強制経口投与剤（ガストロガード）」については、食品安全委員会が既に食品健康影

響評価の結果を有しておりますので、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。

本動物用医薬品については、今回の諮問に当たり資料が提出されておりますので、同委員会決定1の(2)の規定により、担当の浅野委員から、先ほどの農林水産省からの説明及び今回提出された資料に基づき、既存の評価結果に影響が及ぶかどうかについて説明をお願いいたします。

○浅野委員 それでは、御説明申し上げます。動物用医薬品「オメプラゾールを有効成分とする馬の強制経口投与剤（ガストロガード）」につきましては、今回新たに提出された資料の内容を確認いたしましたところ、新たに安全性について懸念されるような知見は認められなかったことから、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるかと認められないと考えます。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の委員からの説明によりますと、本動物用医薬品につきましては、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるかと認められないとのことですので、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂するというところでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

谷口管理官、ありがとうございました。

続きまして、薬剤耐性菌1案件について、引き続き、谷口畜産危機管理官から説明をお願いいたします。

○谷口畜産危機管理官 では、お手元の資料1-2に沿って御説明いたします。

本日、食品健康影響評価をお願いするのは、動物用医薬品として承認されているアミノグリコシド系抗生物質6種類の薬剤耐性菌の評価でございます。6種類とは、アブラマイシン、カナマイシン、ゲンタマイシン、ストレプトマイシン、ジヒドロストレプトマイシン、フラジオマイシンで、いずれも硫酸塩の形で抗菌性物質製剤として使用されています。種類によって使用できる動物種の範囲は異なり、家畜の感染症の治療のために使用され、主な効能は肺炎や細菌性下痢症、乳房炎等です。

農林水産省では、家畜で使用する抗菌性の物質ということでは、飼料添加物として使われているものと、あと抗菌性物質製剤がございまして、抗菌性物質がヒト用の抗菌性物質の有効性に影響を及ぼすことのないよう、食品安全委員会にヒトへの健康影響評価を依頼し、評価結果を踏まえてリスク管理措置を実施することとしているものです。

飼料中の栄養成分の有効利用のために使用する抗菌性飼料添加物につきましては、令和3年6月をもって全ての評価が終了しております。動物用医薬品として使用される抗菌性物質製剤の中には、まだ評価依頼を行っていないものがありますため、抗菌性物質製剤の重要度等を考慮の上、優先度が高いものから順番に情報収集し、必要な情報がそろい次第、評価を依頼することとしておるものです。

今回は、アミノグリコシド系抗生物質6種類について情報がそろいましたので、評価を依頼したいということで、御説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

それでは、アミノグリコシド系抗生物質が動物用医薬品として家畜に投与された場合に選択される薬剤耐性菌については、薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおいて審議することといたします。

谷口管理官、ありがとうございます。

(2) ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループにおける審議結果について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループにおける審議結果について」です。

本件については、ワーキンググループから意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。

まず、担当の川西委員から説明をお願いいたします。

○川西委員 それでは、資料2の5ページを御覧ください。私の方から要約というか、概要をお話しさせていただきます。

今般、ぶどう酒の製造用剤として用いる添加物「硫酸銅」について、厚生労働省に規格基準の改正の要請がなされ、食品安全委員会に対して食品健康影響評価の依頼がなされました。硫酸銅は、従来、母乳代替食品を対象に銅の強化の目的で使用されていますが、母乳代替食品とぶどう酒では摂取する集団が全く異なることや、ぶどう酒の製造に用いる場

合には栄養目的ではないことを踏まえ、栄養成分関連添加物としての追加上限量等の設定は行わず、ぶどう酒の製造用剤としての使用に関して食品健康影響評価を行いました。

硫酸銅は、ぶどう酒中で銅イオン及び硫酸イオンに解離すると考えられることから、それぞれについての評価を踏まえ、総合的に硫酸銅の食品健康影響評価を行うこととしました。

まず銅イオンですけれども、現在の摂取量は、特定保健用食品や栄養機能食品を摂取しない場合は1.14、摂取する場合は6.14 mg/人/日と推計し、また、ぶどう酒からの硫酸銅由来の摂取量は0.093 mg/人/日と推計しました。銅イオンについては、添加物評価書「グルコン酸銅」における知見のほか、それ以外に安全性に関わる新たな知見として提出された資料についても検討を行いました。硫酸銅及び銅・銅塩類には、生体にとって特段問題となる遺伝毒性はないものと判断しました。

急性毒性、反復投与毒性及び生殖発生毒性試験等の試験成績を検討した結果、ラット2世代生殖毒性試験において、1,500 ppm投与群の親動物及び児動物における脾臓の重量減少が認められたことから、最小のNOAELは1,000 ppmの用量から算出した銅として15.2 mg/kg体重/日と判断しました。

硫酸銅及び銅塩類を被験物質としたヒトにおける知見では、銅として10 mg/人/日までを摂取させる介入研究が行われており、いずれの試験においても、銅の摂取による影響は認められていません。添加物評価書「グルコン酸銅」では、ヒトに銅として1日10 mgのグルコン酸銅を12週間投与した結果、影響は認められていないとされています。

その後、この判断を変更すべき新たな知見は認められていないことや、製造用剤として用いられる硫酸銅に由来する銅イオンの摂取量が現在の摂取量と比べて少ないことを総合的に評価した結果、ワーキンググループは、添加物として適切に使用される場合、硫酸銅に由来する銅イオンは安全性に懸念がないと判断しました。

次に、硫酸イオンについては、過去に評価が行われています。その後、新たな知見が認められていないことから、新たな体内動態及び毒性に関する検討は行いませんでしたが、食事中に添加物として含まれ、体内で容易に解離し硫酸イオンを形成すると考えられる無機硫酸塩及び飲料水に含まれる硫酸イオンの摂取量を推計したところ、現在の摂取量は少なくとも68.7から80.8 mg/人/日と推計され、ぶどう酒に添加した硫酸銅由来の硫酸イオンの摂取量、0.179 mg/人/日が十分に少ないことを総合的に評価した結果、ワーキンググループは、添加物として適切に使用される場合、硫酸銅に由来する硫酸イオンは、安全性に懸念がないと判断しました。

以上を踏まえて、硫酸銅が添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念はないと判断しました。

詳細については事務局から説明をお願いします。

○井上評価情報分析官 お手元の資料2に基づき、補足の説明をさせていただきます。

評価書の3ページを御覧ください。審議の経緯についてでございますが、昨年10月の食品安全委員会において要請事項説明が行われ、昨年12月からぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループにおける調査審議を経まして、本日、御報告をするものでございます。

おめくりいただきまして、7ページを御覧ください。評価対象品目は硫酸銅で、用途は製造用剤でございます。

次の8ページでございます。8. 起源又は発見の経緯に記載をしてございますが、OIVの国際的ワイン醸造規範に1989年に規定が採択されており、硫酸銅五水和物は、使用目的として硫化水素による好ましくない香味の除去が挙げられております。

また、9. ぶどう酒の製造における本品目の特徴の中ほどに記載をしておりますが、銅イオンが不快な臭いの原因となる硫化水素と反応することによって硫化銅を生成する。また、硫化銅の水への溶解度は極めて低く、生成した硫化銅は沈殿し、おり引きやろ過により取り除かれるとしております。

次の「なお」で始まる文章につきまして、この場で1点修正をお願いできればと思います。10 mg/Lの硫酸銅を添加した実験に関する文章でございますが、文章の内容を明確にするため、「最終製品中の銅については」のところを「最終製品中の銅の量については」と修正をさせていただければと思います。

続きまして、10. 我が国及び諸外国等における使用状況でございます。我が国において、硫酸銅は、人工栄養児の銅欠乏症の発現予防の観点から、母乳代替食品へのみ使用が認められております。

続きまして、9ページ、諸外国の状況ですが、米国ではGRAS物質とされており、加工助剤や栄養補助剤として使用が認められております。

③欧州では、EU域内の醸造規則において、硫酸銅五水和物の使用上限は、リキュールワインでは処理された製品に銅濃度が2 mg/Lを超えて残存しないことを条件として、1 g/hL (10 mg/L) 以下とされております。

続きまして、④オーストラリア及びニュージーランドにおいては、脱色剤、清澄剤、ろ過剤、吸着剤として使用が認められております。また、オーストラリアでは硫酸銅はワイン、発泡ワイン及び強化ワインに対して加工助剤として使用が認められております。

10ページ、11. 評価要請の経緯及び添加物指定の概要ですが、硫酸銅は、従来、母乳代替食品を対象に銅の強化の目的で使用されております。今般、ぶどう酒のみを対象に製造用剤としての用途を追加するための規格基準改正の要請がなされたことから、食品安全委員会に対して評価要請がなされたところでございます。

その下の表1が使用基準案でございます。改正案の下線部、ぶどう酒を対象食品として加え、硫酸銅の使用量はぶどう酒1 Lにつき10 mg以下でなければならない。また、銅として1 Lにつき2 mgを超えて残存しないように使用しなければならないと改正することが検討されております。

続きまして、12ページから一日摂取量の推計等でございます。硫酸銅に加え、銅イオン及び硫酸イオンの摂取量についても推計が行われました。

1. 現在の摂取量についてでございます。硫酸銅については、添加物として人工栄養児の銅強化を目的に使用されていますが、現状、摂取するのは乳児のみであることから、20歳以上の成人において添加物「硫酸銅」の摂取はないと考えたとしております。

続いて（2）銅イオンに関しまして、食事由来の摂取量については、国民健康・栄養調査報告によると、銅の一日摂取量は、20歳以上で1.14 mg/人/日とされております。

続いて、②添加物由来の摂取量ですが、国民健康・栄養調査報告において示された食事由来の銅の摂取量に含まれるものを除いて、グルコン酸銅の特定保健用食品及び栄養機能食品に使用するとき、一日当たりの摂取量目安に含まれる銅の量は最大5 mg/人/日となります。

次の13ページになりますが、以上を合計して、20歳以上で特定保健用食品及び栄養機能食品を摂取しない場合は1.14 mg/人/日、摂取する場合は6.14 mg/人/日を現在の銅の摂取量と推計しております。

続いて、硫酸イオンにつきましては、14ページの2段落目になりますが、食事中に添加物として含まれ、体内で容易に解離し硫酸イオンを形成する無機硫酸塩以外の摂取量は60.2から72.3 mg/人/日、飲料水由来の摂取量の8.4 mg/人/日を合計し、68.7から80.8 mg/人/日と推計をしております。

続きまして、使用基準改正後の摂取量の推計も踏まえまして、16ページの（3）摂取量推計等のまとめでございます。本ワーキンググループは、ぶどう酒からの硫酸銅としての摂取量を0.234 mg/人/日、銅イオンについては、現在の摂取量は特定保健用食品等を摂取しない場合は1.14 mg/人/日、摂取する場合は6.14 mg/人/日、ぶどう酒からの摂取量は0.093 mg/人/日としております。

硫酸イオンについては、現在の摂取量は68.7から80.8 mg/人/日、ぶどう酒からの摂取量は0.179 mg/人/日と推計をしております。

以上が摂取量の推計でございます。

続いて、17ページから安全性に係る知見の概要になります。硫酸銅は、ぶどう酒に添加後、銅イオン及び硫酸イオンに解離すると考えられることから、銅イオン及び硫酸イオンに関する知見も併せて、総合的に硫酸銅の体内動態及び毒性の評価を行うこととしております。

体内動態のまとめにつきましては、おめくりいただきまして、31ページからでございます。次の32ページの1行目のところですが、胃及び十二指腸で吸収された銅は、門脈を経て肝臓へ取り込まれ、セルロプラスミンとして血中へ放出され、銅の主な排出経路としては、尿中への排泄は少なく、多くが胆汁を介して糞便中に排泄されることが示唆されているとしております。

引き続きまして、おめくりいただき、48ページに毒性のまとめを記載してございます。

48ページの毒性のまとめのところでございますが、生体にとって特段問題となる遺伝毒性はないと判断をしたこと。ラット及びマウス92日間及び15日反復投与試験から、NOAELはラットでは雄で銅として16 mg/kg 体重/日、マウスでは雄で銅として97 mg/kg 体重/日と判断したとしております。

ラット2世代繁殖毒性試験において、親動物の生殖毒性に係るNOAELは本試験の最高用量から算出した銅として23.6 mg/kg 体重/日、親動物の一般毒性及び児動物に対する毒性に関するNOAELを銅として15.2 mg/kg 体重/日と判断したとしております。

以上より、先ほど川西委員から御説明のとおり、最小のNOAELは、ラット2世代繁殖毒性試験から15.2 mg/kg 体重/日と判断したとしております。

同じく48ページの3. ヒトにおける知見についてです。まとめにつきましては、おめくりいただいて50ページの(3)になりますが、硫酸銅及び銅塩類を被験物質としたヒトにおける知見では、銅として10 mg/人/日までを摂取させる介入研究が行われており、いずれの試験においても、銅の摂取による影響は認められておらず、Prattらの試験においては、銅として10 mg/人/日のグルコン酸銅を12週間摂取しても、銅の摂取による影響は認められなかったとしております。

57ページから食品健康影響評価でございます。先ほど川西委員から御説明をいただいたとおりでございます。本ワーキンググループは、銅イオン及び硫酸イオンの評価結果を踏まえ、硫酸銅が添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念はないと判断したとしております。

本件につきまして、よろしければ、30日間、御意見・情報の募集を行いたいと考えております。

補足の説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映をぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループに依頼することとしたいと思います。

(3) 「食品により媒介される微生物等に関する食品健康影響評価指針(案)」について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「『食品により媒介される微生物等に関する食品健康影響評価指針(案)』について」です。

本指針については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○石岡評価第二課長 それでは、お手元の資料3に基づきまして説明させていただきます。

まず、資料3の1ページ、審議の経緯を御覧ください。現行の評価指針は、2007年9月に食品安全委員会決定されたものです。今回の評価指針の改正では、全体的な構成や項目について見直しを行いましたので、全部改正という形を取っております。今回の全部改正につきましては、2021年7月の第82回「微生物・ウイルス専門調査会」から4回ほど調査審議を経て取りまとめていただいたものを、本年4月19日の第855回「食品安全委員会」に御報告しまして、その翌日から国民からの意見・情報の募集を行ったものとなります。

次に、5ページの第1、背景の3段落目を御覧ください。今般の評価指針の改正は、国際的な動向として、FAO/WHOから食品における微生物学的リスク評価に係るガイダンスが2021年6月に公表されたことを契機に、国際的な評価方法との整合性を図るとともに、これまでに実施された国内外の評価実績などを踏まえ、最新の知見を追加することを目的として行うこととしたところでございます。

主な改正点でございますけれども、まず、このページの第2、本指針の目的のところでございますが、本指針は、食品により媒介される微生物（細菌、ウイルス、原虫）及び原虫以外の寄生虫を微生物等としまして、その微生物等の特性を踏まえ、評価の基本的な考え方などを明確にし、評価の公平性・透明性を向上させるとともに、評価方法の整合や国際的な評価方法との整合を可能な限り図り、調査審議の円滑化に資することを目的とすることを明記しております。

次に、6ページの第5、適用範囲のところでございますけれども、評価の対象とするハザードを追記しまして、微生物等並びに微生物等が産生する毒素及び代謝物であるというふうに再定義しているところでございます。

その下からの第6、評価に際して考慮する事項のところでございますけれども、化学物質とは異なる微生物等の特性を踏まえまして、現実には起こり得る事象を可能な限り評価に反映するという観点を踏まえまして、旧指針の記載内容を整理した上で、①として微生物等の特性、②として社会的・環境的要因、③としましてハザードに対する感受性、この3つを考慮する点として挙げているところでございます。

次に、7ページの第7、評価の形式のところでございますけれども、定性的リスク評価、半定量的リスク評価、定量的リスク評価、またはこれらを組み合わせた評価のいずれかの形式を取ることができるとした上で、評価の形式は評価の目的及びデータの質や量によって選択することを明記しているところでございます。

その下からの第8、評価の構成要素のところでは、ちょっと飛びますけれども、9ページの中ほどのところでございますけれども、評価結果を示す際に、評価は、評価の結果に

影響を及ぼす不確実性及び変動性を考慮した上で、可能な限りバイアスを排除したリスクの最良の推定結果をリスク管理機関に提供するという考えについて、新たに指針に明記しているところでございます。

10ページの第10、評価に用いる資料の考え方では、評価には、評価対象となるハザード、食品及び人集団の特性に応じた資料を収集し使用することとし、1つ目のデータの精度、信頼性の確保のために、可能な限り代表性の高いものを使用すること。2つ目のデータの透明性の確保のために、データの情報源を明確にすること。3つ目のデータの欠如に対する方針として、評価の信頼性と推定結果に影響を及ぼすこととなります評価に必要なデータと入手可能なデータのギャップに関する事項を記載しているところでございます。

なお、今般の指針の改正に当たりましては、旧指針では付属文書として収載しておりました評価のための具体的な方法論、モデル、評価事例等の詳細につきましては、最新の知見を含めて再整理し、新たに微生物・ウイルス専門調査会において評価を実施する際の実践的な手引きを別途作成することになっているところでございます。

本件につきまして、国民からの意見・情報の募集を行いました結果がこの資料の最後のページでございますけれども、御意見等はございませんでした。

本件につきましては、よろしければ、微生物・ウイルス専門調査会の結論のとおり改正をさせていただきたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本委員会として資料3については案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、案のとおり決定し、本指針に基づいて微生物等の食品健康影響評価に関する個別の案件の審議を専門調査会で進めることといたします。

(3) その他

○山本委員長 ほかに議事はありますか。

○込山総務課長 特にございません。

○山本委員長　これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

　次回の委員会会合は、来週、6月28日火曜日14時から開催を予定しております。

　また、22日水曜日14時から「添加物専門調査会」が、23日木曜日14時から「農薬第四専門調査会」が、24日金曜日14時から「遺伝子組換え食品等専門調査会」が、来週、27日月曜日9時30分から「動物用医薬品専門調査会」が、それぞれウェブ会議システムを利用して開催される予定となっております。

　以上をもちまして、第863回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

　どうもありがとうございました。